

平成 27 年 12 月 10 日

消費者庁長官
坂東 久美子 殿

公益財団法人 日本健康・栄養食品協会 理事長
特別用途食品制度の活用に関する研究会 座長
下田 智久



特別用途食品の消費税軽減税率適用について(要望)

特別用途食品制度は、対象者への認知度拡大と制度の活性化を目的に平成 21 年に厚生労働省で改正され、その後管轄が消費者庁に移管されて現在に至っています。

特別用途食品とは、病者、妊産婦、乳児・幼児などの発育、健康の保持などに適する特別な用途のための食品です。特に、低たんぱく質食品、総合栄養食品、並びにえん下困難者用食品の 3 つの食品群は、医療・介護関連施設または在宅において対象者の適切な栄養管理に適した食品です。高齢化が進行するわが国においては、介護・高齢者を対象とした食品、食事療法や栄養療法に使用されている食品の市場が年々拡大しております。

医療・介護関連の従事者に対して平成 26 年に当研究会が実施した使用実態調査(回答者総数：1698 名)では、平成 21 年の制度改正時に比べて経済的な負担軽減策導入への要望が高まっている現状がうかがえます。医療機関から在宅療養への移行が積極的に推進される中で、特別用途食品の利用拡大を図ることが、医療費削減及びシームレスな栄養管理を可能とすると考えられます。そこで、現在検討中の消費税軽減税率の適用品目に特別用途食品を加えることによる利用者への経済的な負担軽減策の導入を要望させていただきます。

なお、日本在宅栄養管理学会より本件に対して賛同する旨の見解書をいただいております。

記

特別用途食品を消費税の軽減税率の対象品目とすること。

《現状と課題》

○特別用途食品の対象者は特定の患者或いは在宅療養の病者・弱者などであり、対象者にとって必要不可欠な食品であるにもかかわらず、購入に際しての優遇策はない。また税制上も、特別用途食品は一般食品と同様に扱われており、経済的な負担軽減措置はなされていない。

○特に在宅療養の場合、特別用途食品を継続的に購入するケースが多く、対象者又はその家族の経済的負担が大きくなるという課題がある。さらに、医療機関から在宅医療への移行を政策的に推進している中で、医療機関から在宅に至るシームレスな栄養管理が十分できていないのも現状である。

例えば、在宅療養などにおいて総合栄養食品を利用した場合(1,000kcal/日)の年間費用は約 30 万円程度と推定されることから、消費税 10%では税額として年間約 3 万円と見積もられる。在宅療養の対象者は高齢者が多く、その収入は限られていることからその負担は重い。

《特別用途食品の市場規模》

○特別用途食品の市場規模はおよそ 500 億円(平成 26 年:当協会)で、加工食品の市場規模およそ 30 兆円(平成 26 年:矢野経済研究所)に占める割合は僅か 0.2%程度である。よって軽減税率の対象品目になった場合においても税収への影響は少ないと考える。

以上